御注意 2 1	務 著受 付 税:	平成 年 月 日 税務署長殿	
- 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上である法人 - ②法人税法第4条の①連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、	納税地	Д З	 連結親法人 整理番号 減業度の資本金の 円 (元) (元) (元)
がら「32」 の額若し (公のう)	電話()	またり毎日以下の業養注入のうち中小注人「該当」ないもの
一までのら期末の	連結親法人名		司非区分 情 定 同族会社 即族会社 界 申告年月日 申告年月日
各欄は、資本金の額が	(フリガナ) 代表者	· <u> </u>	経理責任者 印 自署押印 印告区分庁指定局指定指導等区分 日納税地及び
連結親注が五億円	自署押印 代表者		日 法人名等 日 法人名等 日 法人名等 日 法 人名等 日 法 人名 生 和 會又は報金後分表,關定科目內訳明顯常,關別解解
以上であい	住所		系 付 書 類 書又は現在金髪力表、配容科目内部明媚等、質別係病 [18] 前に同する書類、事業表式書、組織再編故に係る契約 書等の写し、組織再編故に係る移転資産等の明細書 年月日 素理 年月日 所
ら、期末る法人の法人	平成 年	月 日	元上金額
の資本金	平成 年 年	月 日 /連結中	業年度分の 申告書 適用網別網書 提出の有無 有 〇 無 〇 無 〇 無 〇 長田 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(1に該当する非中小法人、法人 ②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。) ③相互会社と「億円以下の法人であって、次の①から③までのいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当	連結所得金額又は十億		計算期間 平成 年 月 日 の書面提出有 の 2 の書面提出有 2 所得税額等の還付金額 16 十億 百万 千 円 4 単 1
4条の7のて、次	連 結 欠 損 金 額 1 (別表四の二[50の①]) 法 人 税 額 2		
貧金の額がの①か	法 人 祝 額 2 (36) 又は(37) 法 人 税 額 2 (36) 又は(37) 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (別表かの三回[3] + 関表かの三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三回[3] + 財表大の三四[3] (37) + 財表大の三四[3] (37) + 財表の三四[3] (47) + 財表大の三四[3] (47) + 財産大の三四[3] (47) + 財産大の三四[4] (47) + 財産大の三[4] (47) + 財産大の三[
が一億円	差 引 法 人 税 額 4		L 連結欠損金の
以下の:法人(?	リース特別控除取戻税額 (別表大(+ニ)[30]+別表大(+エ)[30]+別表大(+エ)[30]+別表大(+エ)[30]+別表大(+エ)[31]) 5		金 計
法人又はれかの法	土利 課税土地譲渡利益金額 (別表三 (ニ)[24] + 別表三 6 地 (公の元)[25] + 別表三 (ニ)[26] (別表三 (ニ)[26] (別表三 (ニ)[26] (別表三 (コ)[26] (Ŋz)[26]		0 0 こ 連結所得金額又は 連結 欠損金額 課税土地譲渡 21
人との記し人との記し人との記し	渡金 (38) + (39) + (40) / 連留 課税 連結 留 保 金 額 8		申告の課税土地譲渡利益金額 10 0 0 株
しくは出版にこれ	保 (別表三の二「34」) 同上に対する税額 結金 (別表三の二「42」)		Manual Ray
資を有しらの法し	法人税額計10		000 告 前 で の 還 付 金 額 24
しない法 す。)	(4)+(5)+(7)+(9) 仮装経理に基づく過大申告 11		る この申告にもり納付すべき法人 外 税額又は減少する責付請求税額 OF サー
人 (1に) 会主支配	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額 11 控 除 税 額 12		
は 関係が と 関係が と	差引連結所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) 13		0 0 8 翌期へ繰り越す連結欠損金 27 (別表七の二「5の合計」) 27
る非中小	連結中間申告分14		0 0
	差引確定 /連結中間申告の場合は 法人 税額 その税額とし、マイナス (13) — (14) の場合は、(17) へ記入 法 連中 (1)の金額又は800万円×〒 本 相当額のうち少ない金額 30		0 0 0 ご修あこの連結欠損金のの正さり当期控除額 28 の正さり当期控除額 29 の正さります。 0 0 0 (30)の18%相当額 34 (31)の30%相当額 35 法人税 34 (34) + (35) 法人税 額 36 法人税 額 37
> る場合	税 親仏 (1)のうち年800万円 税 2人 相当額を超える金額 31		0 0 0 0 0 0 0 18 % 相当額34 0 0 0 0 0 18 % 相当額35 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
及び相互には、こ	の が合 (30) + (31) 32 32		法 人 税 額 36 F 度
三の表の-	算 物		U U ((33)の30%相当額) 37
受託法人及び相互会社を除きます。)」する場合には、この表の上段の「非	土税 土 地 譲 渡 税 額 38 地額 (別表三(二)[27]) 上 39 ほぼ (別まニ(ニの二)[28])		
	渡訳 (別表三(ニの二)「28」) 35		
小法人」を	除 税 (別表六の二(二)[17]) 42		選す
る場合に記載しま	額 (41) + (42) 43		を金 農協・漁協 本所・支所
に該当する場合に記載します。中小法人」を○で囲みます。	型 除 し た 金 組 44 計 (12) 算 控除しきれなかった金額 45		
9,	押		と等 ※税務署処理欄